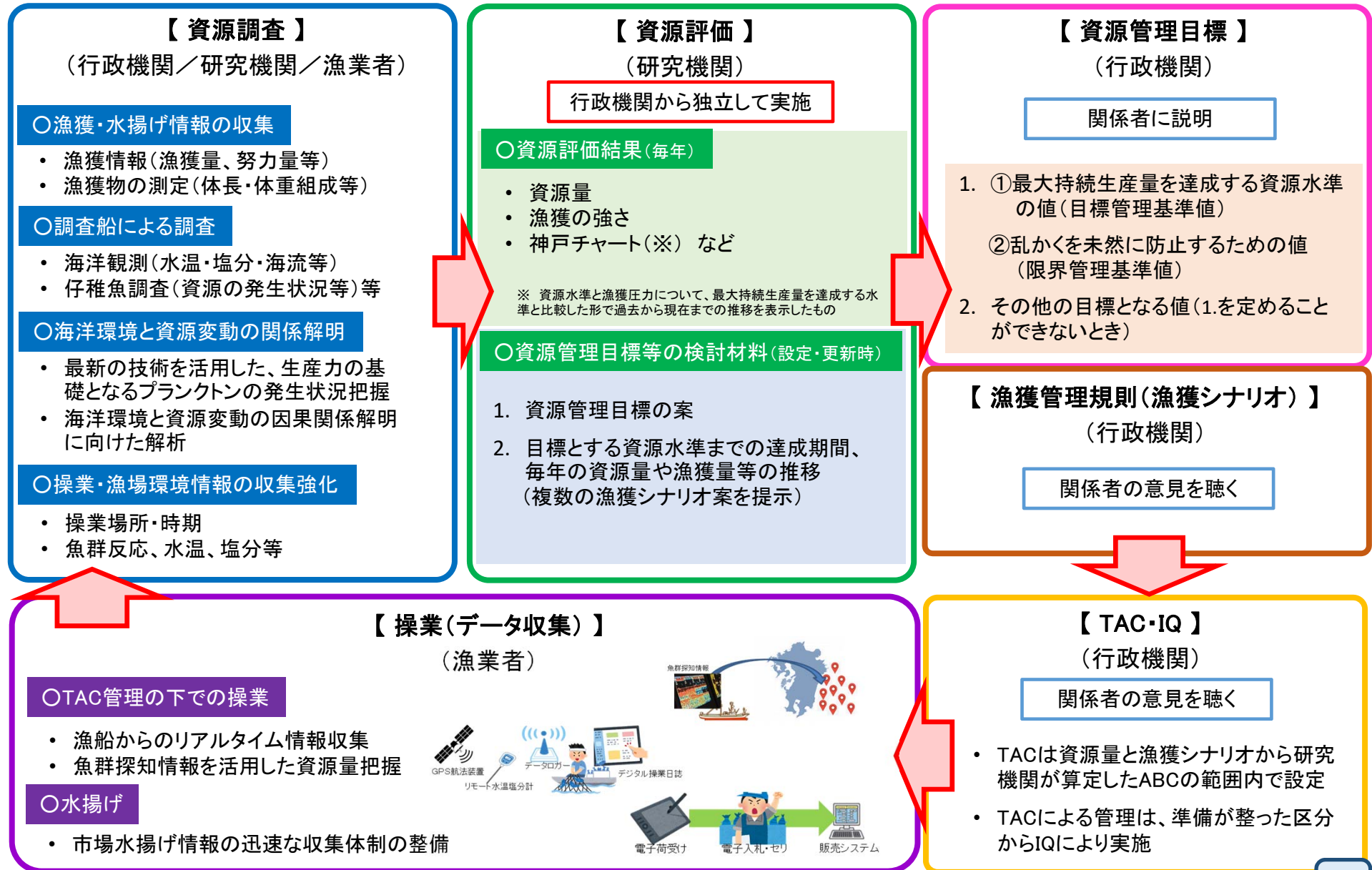


水産改革の制度運用(資源管理関係) について

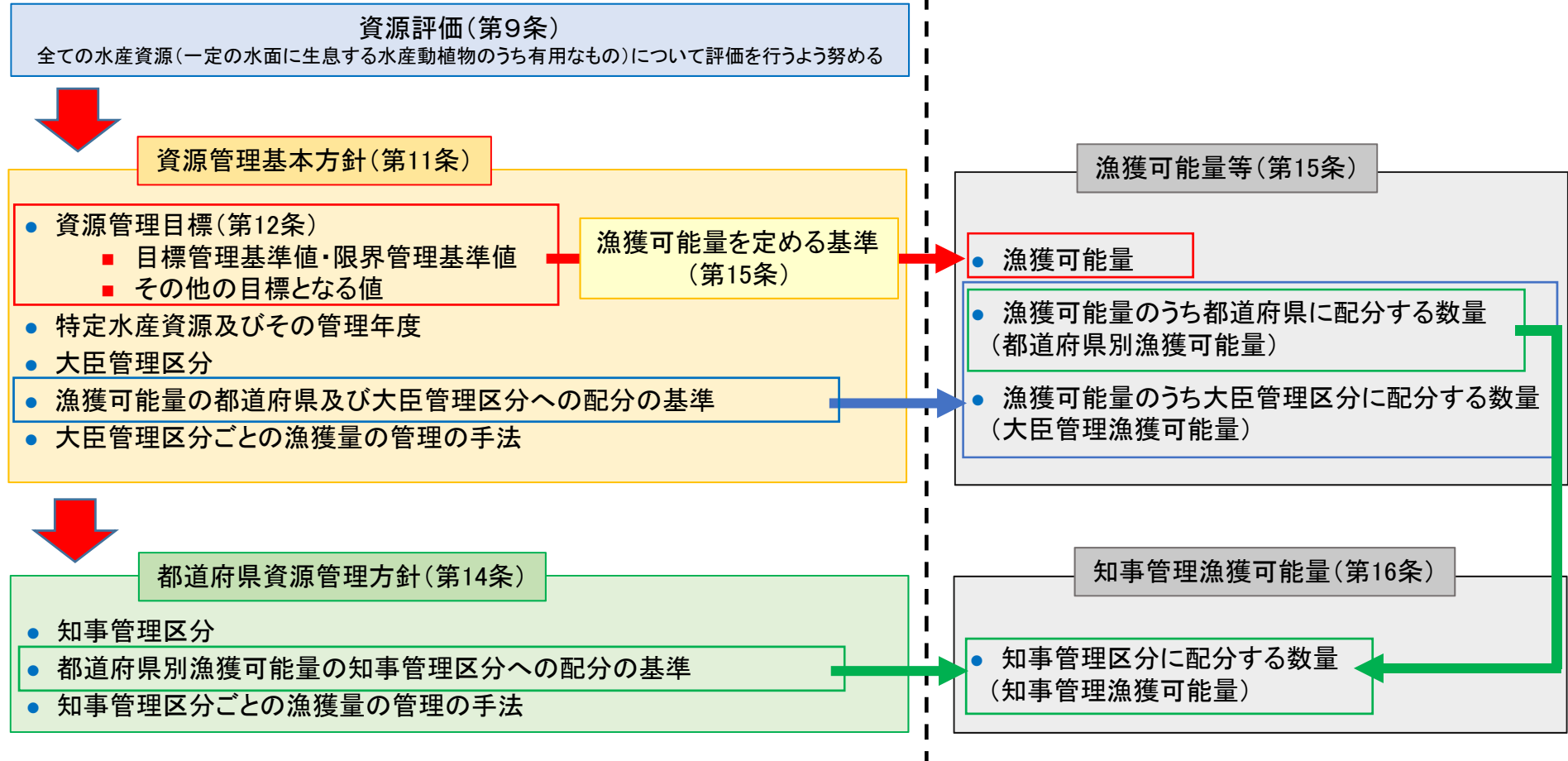
資源管理の流れ (特定水産資源の場合)



改正漁業法における漁獲可能量管理の枠組み

【特定水産資源を定める段階で定めておくもの】

【管理年度ごとに定めるもの】



経過措置 (漁業法等改正法附則第28条)

漁業法改正法の施行日から1年以内は廃止前の資源管理法による管理を行うことができる。

資源管理目標の設定

- 現在は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量(Blimit)への維持・回復を目指した管理を実施。
- 今後は、持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において、
 - ① 目標管理基準値: 最大持続生産量を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値: 乱かくを未然に防止するための資源水準の値(これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めることとする)
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

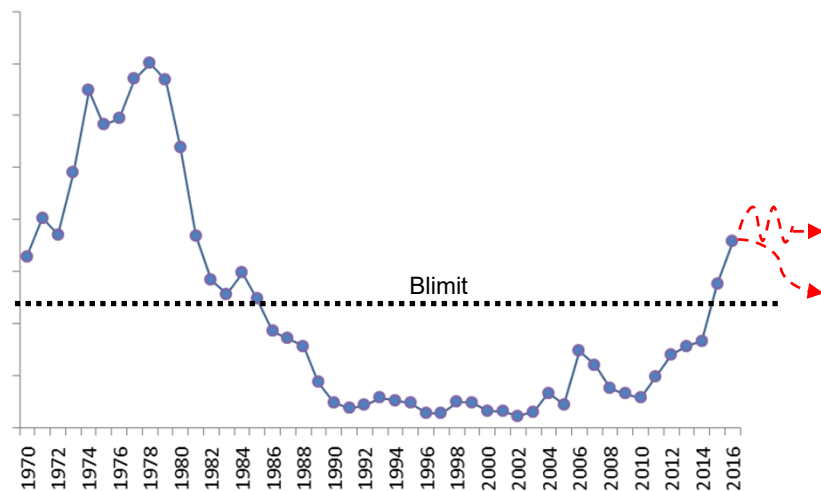
<最大持続生産量(MSY)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)

親魚の量

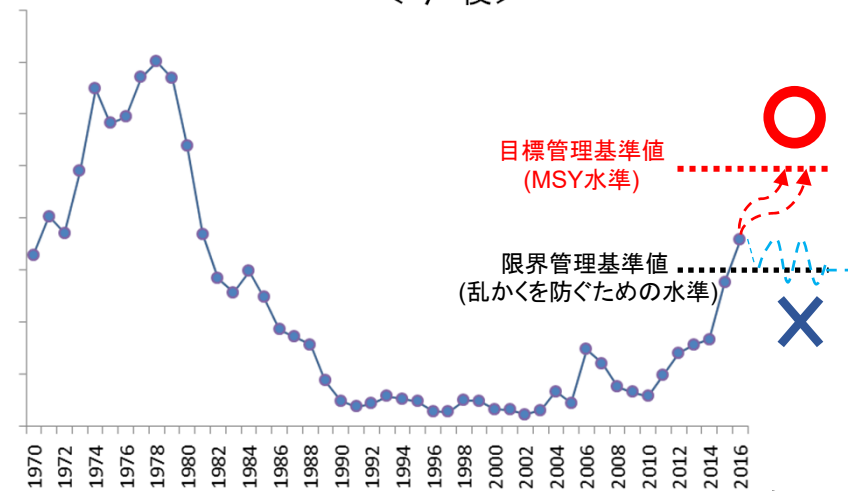
<現 状>



- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

親魚の量

<今 後>



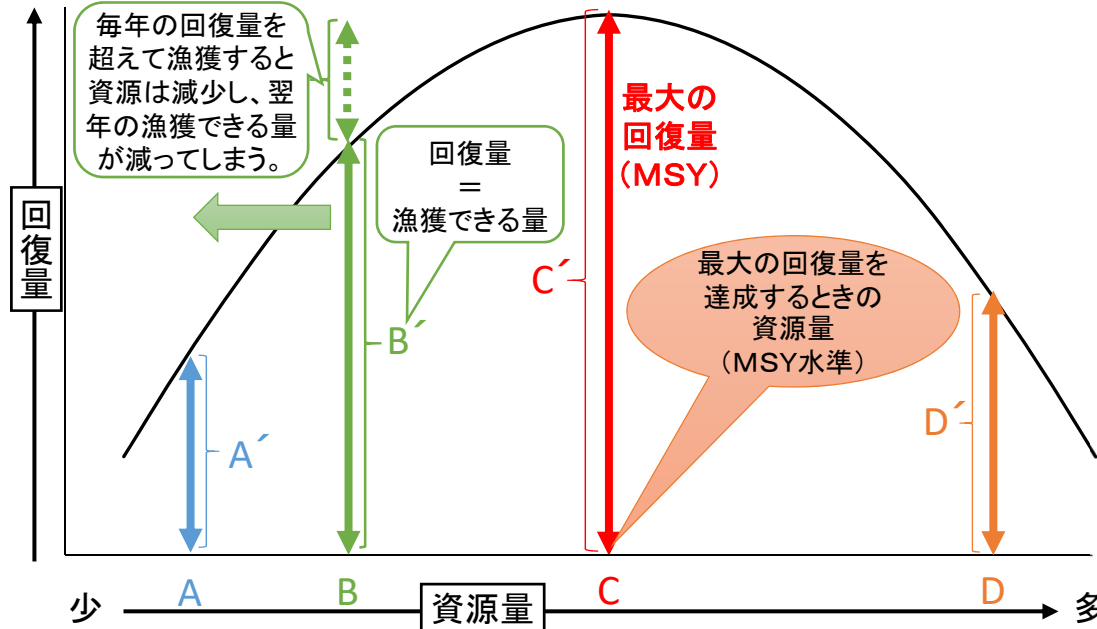
- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield) について

- 水産資源は、漁獲により資源が減少すると自然の回復力が働いて増加する。増加量(回復量)は資源量の増大に伴い増えるが、資源量がある程度以上になると減る(餌の競合等により成長や生存率が低下するため)。
- 回復量と同じ量だけ漁獲すれば、資源量はその水準で維持される。一方、回復量以上に漁獲すれば資源量は減少し、それに伴い、回復量も変化する。
- 回復量が最大になる資源量で、増加した分を漁獲すれば、最大の漁獲が続けられる、というのが古典的MSY理論。
- 現実には海洋環境の変化に仔稚魚の生存率や成長などは大きく影響を受ける。近年は、新たな統計手法やコンピュータ技術の発展により、このような変化する要因なども考慮し、現在の環境下における「MSY」が計算できるようになり、欧米では実際の管理で効果を発揮。
- 現行の資源管理は、「MSY」に基づく、資源管理目標や漁獲管理規則(漁獲シナリオ)が不明確であったが、今後は、科学者、行政、漁業者が共通の目標を持って取り組むことができる。

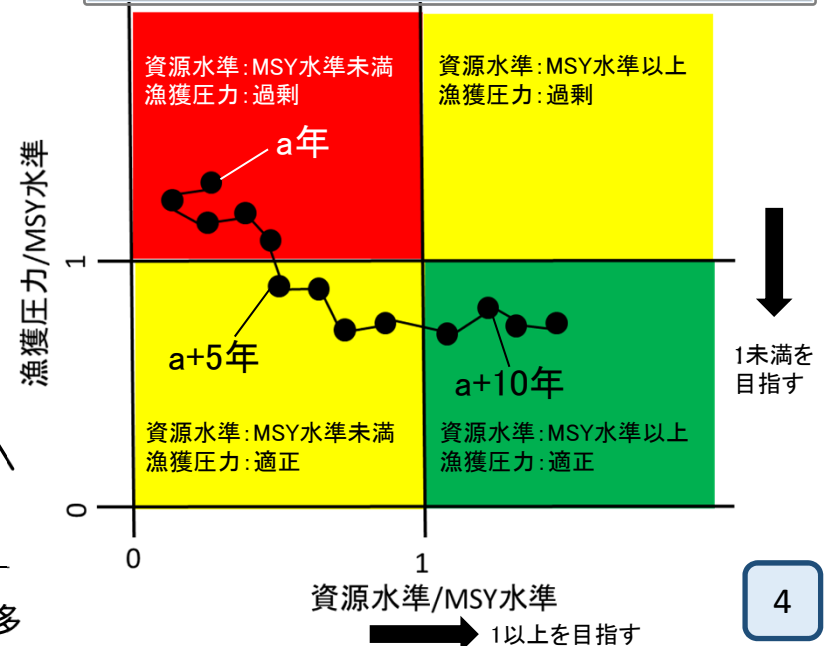
【資源量と回復量の関係】

- 資源量がBのときの回復量はB'。B'で漁獲を続ければ資源量はBで維持される。B'以上に漁獲すると資源量は減少し、例えばAまで減少すれば回復力はA'に。逆に資源量がある程度以上多くても回復量は少ない。(DとD')
- 資源量がCのとき、最も回復量が大きくなり、この量(C')をMSYという。



【神戸チャート】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。



TACによる管理

- 現在の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限(インプットコントロール)と漁具等の制限(テクニカル・コントロール)が中心。一方、漁獲能力の向上により、これらを順守していても漁獲の強さが過剰になってしまうおそれ。
- 漁獲量を制限(アウトプット・コントロール)する漁獲可能量(TAC)制度の対象は現在8種にとどまる。一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、目標を達成していくための手法はTACによる管理を基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の手法による管理を合せて行う。TACの対象魚種は早期に漁獲量ベースで6割 → 8割を目指す。

資源管理の手法

インプットコントロール (投入量規制)

- ・操業隻数制限 ・漁船トン数制限
- ・操業期間制限 ・漁船馬力制限など

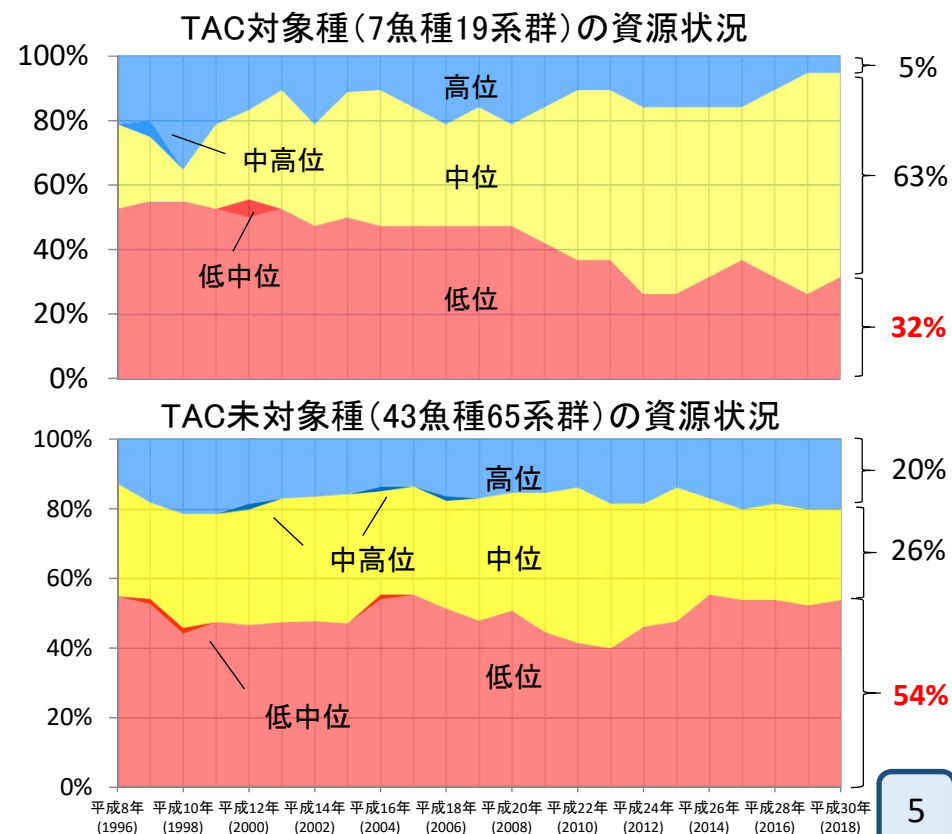
テクニカルコントロール (技術的規制)

- ・漁具制限 ・サイズ制限
- ・地域制限 ・漁期制限など

アウトプットコントロール (産出量規制)

- ・漁獲可能量(TAC)
- ・個別割当方式(IQ) など

資源状況 (国の資源評価対象)



TAC対象資源（特定水産資源）選定の考え方について

現状

TAC対象種は、以下の基準のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見が蓄積されているものの中から選定することとしている。

- ① 採捕量及び消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種
- ② 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要な魚種
- ③ 我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている魚種



今後

資源管理目標が設定された資源については、原則TACの算定は可能であり現状の①から③に限定せずに設定していく。ただし、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮されるべきであり、関係者との丁寧な意見交換も踏まえながら進めていく。

第8条 資源管理は、この章の規定により、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、次章から第五章までの規定により、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。

IQの導入

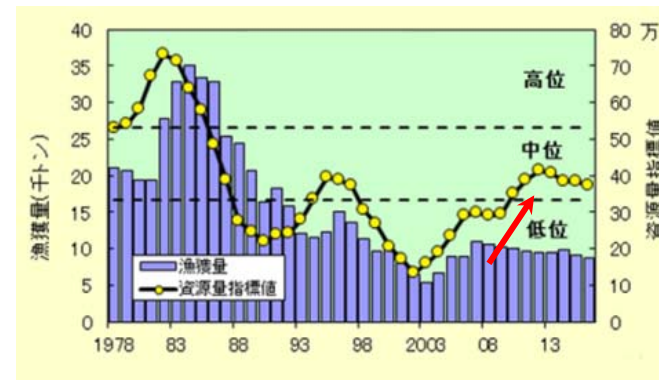
- TACの管理の手法の1つである漁獲割当て(IQ)方式は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 今後、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等の管理のための条件が整っている大臣許可漁業から、当該管理区分の漁業者の意向を十分に踏まえつつ、順次導入。
- また、沿岸漁業については、多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の速やかな把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討。
- IQの移転は、船舶を譲渡する場合等であって、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限定。

TACを管理する手法

区分	内容
非漁獲割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
漁獲割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性漁獲割当(ITQ)方式	IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

IQ導入の事例

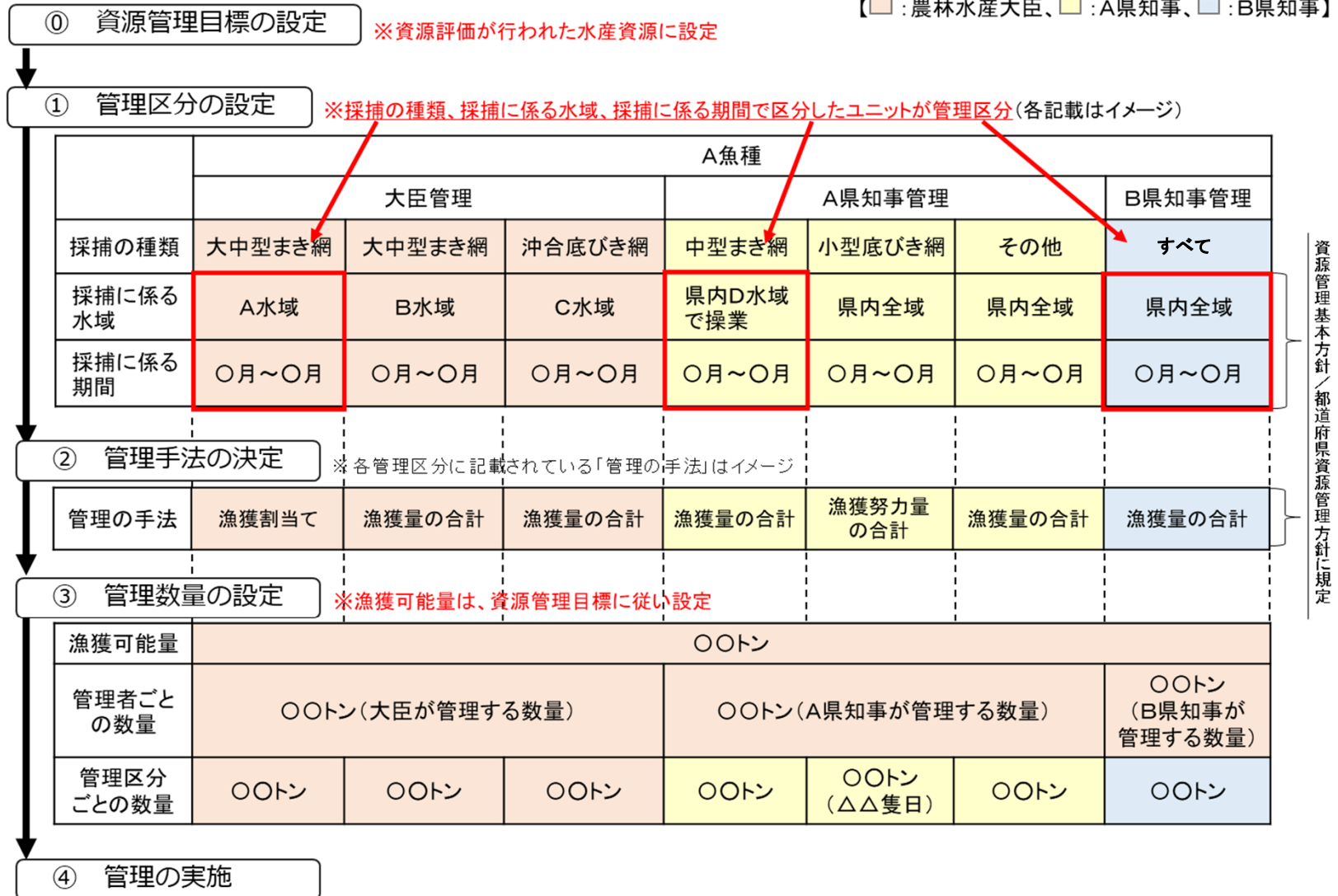
日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)
 採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせることで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



今後の数量管理の流れ

- 漁獲量の管理手法は、管理区分ごとに農林水産大臣又は都道府県知事が水産政策審議会又は海区漁業調整委員会への諮問・答申を経て決定。
- 漁獲割当て(IQ)を行う準備が整っていない管理区分における漁獲量の管理は、漁獲量の合計又は漁獲努力量の合計により実施。

【□ : 農林水産大臣、□ : A県知事、□ : B県知事】



資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に規定

大臣又は知事は、漁獲の状況を踏まえ、管理区分ごとに採捕停止命令等を実施

自主的な資源管理について

- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的管理の組合せにより資源管理を実施する体制は、今後も存続。特に、沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われており、資源の持続的利用の確保に向け、引き続き重要な役割を担う。
- 平成27年度から、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、資源管理計画について評価・検証を開始しており、今後は、評価・検証の結果を踏まえ、必要に応じ、取組内容を見直すとともに、評価対象資源の拡大や管理目標の設定、管理効果の検証に必要なデータを収集する体制づくり等に取り組む。

事例1：宮崎県のカサゴ延縄漁業の資源管理計画

取組内容

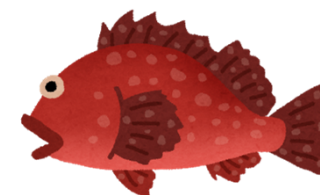
- 10月1日～4月14日の休漁
- 操業区域の制限(共同漁業権内)
- 釣針の大きさは鯛針13号以上
- 針数の制限
- 小型魚漁獲を防止する大きな餌を使用
- 禁漁区の設定

評価・検証の結果

- 《評価》
 - 資源水準・動向は「中位・横ばい」
- 《検証》
 - 取組の継続により親魚量と加入量を確保することが資源の維持、回復のために重要。

計画の見直し

- 現行の取組を継続



事例2：北海道のツブ類かご漁業の資源管理計画

取組内容

- 小型個体の採捕制限
- 漁具制限(かごの大きさ)
- 漁場造成・保全

評価・検証の結果

- 《評価》
 - 全ツブ類の漁獲量は、平成23年度以降減少傾向
 - かご漁業の1隻あたりの1日の漁獲量は、若干下降。
- 《検証》
 - 現在の取組を継続するものの、新たな禁漁区域を設定するなど更なる資源管理を推進することを検討。

計画の見直し

- 現行の取組に「操業区域規制」を追加



政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【定義】</p> <p>第7条</p> <p>3 この章において「漁獲努力量」とは、水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量であつて、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるものをいう。</p>	<p>（漁獲努力量の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業隻数、操業日数等を定める。
<p>【知事管理漁獲可能量の設定】</p> <p>第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>（知事管理漁獲可能量の軽微な変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事管理漁獲可能量の範囲内における知事管理区分ごとの漁獲可能量の変更。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【漁獲割当割合の設定】</p> <p>第17条 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第二百二十四条第一項及び第三百三十二条第二項第一号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。</p>	<p>（漁獲割当割合の設定の申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の委任規定はないが、漁獲割当割合の設定手続を省令で定める。
<p>2 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。</p>	<p>（漁獲割当割合の有効期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲割当てを行う管理区分ごとに期間を定める。
<p>3 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘案して設定の基準を定め、これに従って設定を行わなければならない。</p>	<p>（漁獲割当割合の設定の基準の策定に係る勘案事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲割当管理区分における船舶の数及び規模、本人の責によらない休漁等の事実、等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【漁獲割当割合の設定を行わない場合】</p> <p>第18条 前条第一項の規定により申請した者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定を行つてはならない。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者</p> <p>二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>五 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基礎を有しない者</p>	<p>（政令で定める使用人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の船長その他の船舶の運航に責任を有する者及び他の漁業従事者を指揮監督する者等。
<p>【年次漁獲割当量の設定】</p> <p>第19条 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>農林水産省令で定めるところ</u>により、管理年度ごとに、漁獲割当割合設定者（第十七条第一項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者をいう。以下この款において同じ。）に対し、年次漁獲割当量（漁獲割当管理区分において管理年度中に特定水産資源を採捕することができる数量をいう。以下この款及び第百三十二条第二項第一号において同じ。）を設定する。</p>	<p>（年次漁獲割当量の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲割当割合設定者に対して年次漁獲割当量を設定する手続等を定める。
<p>4 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>政令で定めるところ</u>により、年次漁獲割当量設定者の同意を得て、電磁的方法（第百六条第五項に規定する電磁的方法をいう。）により通知を発することができる。</p>	<p>（電磁的方法による通知の同意等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の発出に当たって相手方の同意を得る手続等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【漁獲割当管理原簿】</p> <p>第20条</p> <p>4 漁獲割当管理原簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）で作成することができる。</p>	<p>（電磁的記録の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハードディスク、CDの電磁的記録の方式を定める。
<p>【漁獲割当割合の移転】</p> <p>第21条 漁獲割当割合は、船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は漁獲割当割合設定者と、当該移転をされた漁獲割当割合は第十七条第一項の規定により設定を受けた漁獲割当割合と、それぞれみなして、この款の規定を適用する。</p>	<p>（漁獲割当割合の移転の申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の委任規定はないが、漁獲割当割合の移転手続を省令で定める。 <p>（漁獲割当割合の移転を認める場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の経営者が使用する船舶間の移転の場合、代船する場合等を定める。
<p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合は、前項の認可をしてはならない。</p>	<p>（漁獲割当割合の移転の認可をしてはならない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽の申請の場合等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【年次漁獲割当量の移転】</p> <p>第22条 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は年次漁獲割当量設定者と、当該移転をされた年次漁獲割当量は第十九条第一項の規定により設定を受けた年次漁獲割当量と、それぞれみなして、この款及び第三百三十二条第二項第一号の規定を適用する。</p>	<p>（年次漁獲割当量の移転の申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の委任規定はないが、年次漁獲割当量の移転手続を省令で定める。 <p>（年次漁獲割当量の移転を認める場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の経営者が所有する船舶間の移転の場合、代船する場合等を定める。 <p>✓ このほか、年次漁獲割当量の効率的な利用のために必要な措置を検討。</p>
<p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認可をしてはならない。</p> <p>一 年次漁獲割当量の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合</p> <p>二 移転をしようとする年次漁獲割当量が、当該移転をしようとする年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量から当該年次漁獲割当量設定者が当該管理年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、農林水産省令で定める場合</p>	<p>（年次漁獲割当量の移転の認可をしてはならない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽の申請の場合等を定める。
<p>【政令への委任】</p> <p>第24条 第十七条から前条までに定めるもののほか、漁獲割当管理原簿への記録その他漁獲割当てに関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（漁獲割当管理原簿の記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲割当原簿の記録又は記録の修正若しくは消去は国又は都道府県が行う旨等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【漁獲量等の報告】</p> <p>第26条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、<u>農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>（年次漁獲割当量設定者の漁獲量等に係る報告の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲量等の報告の期限、報告の方法及び報告事項（報告者の氏名及び住所、船名、陸揚げ日等）を定める。
<p>2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、<u>農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。</u></p>	<p>（都道府県知事から農林水産大臣への報告の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告する事項及び方法を定める。
<p>【年次漁獲割当量の控除】</p> <p>第28条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えた部分の数量を基準として<u>農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。</u></p>	<p>（年次漁獲割当量の控除の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する場合に、超過量に乗ずる係数を管理区分ごとに定める。
<p>【漁獲割当割合の削減】</p> <p>第29条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、又は第二十七条の規定による命令に違反したときは、<u>農林水産省令で定めるところにより、その設定を受けた漁獲割当割合を減ずる処分をすることができる。</u></p>	<p>（漁獲割当割合の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲割当割合を減ずる基準を管理区分ごとに定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>（漁獲量等の報告）</p> <p>第30条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、<u>農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>（漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲量等の報告の期限、報告の方法及び報告事項（報告者の氏名及び住所、船名、陸揚げ日等）を定める。 ✓ 現行のTAC報告と同様の内容を規定。
<p>2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、<u>農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。</u></p>	<p>（都道府県知事から農林水産大臣への報告の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告する事項及び方法を定める。
<p>【漁獲量等の公表】</p> <p>第31条 農林水産大臣又は都道府県知事は、大臣管理区分又は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該管理区分に係る漁獲努力可能量。次条及び第三十三条において同じ。）を超えるおそれがあると認めるとき<u>その他農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。</u></p>	<p>（農林水産省令で定めるとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 突発的な漁獲等異常な消化が見られるとき等。 <p>（農林水産省令で定める事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区分に係る漁獲可能量の消化率

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【採捕の停止等】</p> <p>第33条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。</p>	<p>（採捕の停止等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採捕の停止を命ずる基準を定める。 ✓ 採捕の停止を命ずる基準として漁獲可能量の消化状況を管理区分ごとに定める。
<p>【協定の締結】</p> <p>第124条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、<u>農林水産省令の定めるところにより</u>、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。</p>	<p>（協定の認定申請手続等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請の手続等を定める。
<p>2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法 三 協定の有効期間 四 協定に違反した場合の措置 五 その他<u>農林水産省令で定める事項</u> 	<p>（協定規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定への参加若しくは脱退又は協定の変更若しくは廃止の手続等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【協定の認定等】</p> <p>第125条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること。</p> <p>二 不当に差別的でないこと。</p> <p>三 この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。</p> <p>四 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。</p> <p>五 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。</p> <p>六 その他農林水産省令で定める基準を満たしていること。</p>	<p>（協定の認定の基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて協定の認定基準を定める。
<p>2 前項に規定するもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、<u>政令</u>で定める。</p>	<p>（認定協定の変更等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定協定の変更の手續、取消しの要件及び廃止の手續等を定める。

政省令・通知規定事項（案）

法律上の条文	規定事項（案）
<p>【協定への参加のあつせん等】</p> <p>第126条 第二百二十四条第一項の認定を受けた協定（以下この条及び次条において「認定協定」という。）に参加している者は、認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であつて認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、同項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。</p>	<p>（協定への参加のあつせんの申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あつせんを求める際の手続等を定める。
<p>3 認定協定に参加している者は、その数が認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者の全ての数の三分の二以上であつて<u>農林水産省令で定める割合</u>を超えていることその他の<u>農林水産省令で定める基準</u>に該当するときは、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p>	<p>（農林水産省令で定める割合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三分の二と定める。 <p>（農林水産省令で定める基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定協定の対象となる水域等の漁業者に占める認定協定の参加者の割合等の基準を定める。 <p>（農林水産省令で定めるところ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な措置を求める際の手続等を定める。 <p>✓ 現行TAC法16条の規定と同様。</p>
<p>附則第3項 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）附則第二条の規定に基づく政令で指定する外国人に対し、同条の規定に基づく政令で指定する海域において特定水産資源の漁獲量の管理のための措置が行われていない場合は、<u>農林水産省令で、その特定水産資源を指定して第二十五条及び第三十三条の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>（農林水産省令で指定する特定水産資源）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採捕停止命令等の適用除外とする特定水産資源を検討する。